

特別支援学校の資料収集

アセスメントに関する課題整理

2014. 6. 9

| 項目 | 課題点 |
|-----------|--|
| アセスメントの対象 | <ul style="list-style-type: none"> ○アセスメントの対象に幅がある <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けた課題整理をするタイプ（就労、就労移行かB型か？） ・B型を希望するタイプ（従来でいう授産型で、福祉的就労タイプ） ・B型の中でも生活介護的なタイプ（B型か生活介護か？事業所によっては生活介護的なB型もある） ○対象生徒をどのような基準で誰が決めるのか？ <ul style="list-style-type: none"> ・本人、保護者に説明するのは行政？学校？ ・本人の実態と保護者の希望にギャップがある場合、受け入れられないケースも出てくる。 |
| 意義・目的 | <ul style="list-style-type: none"> ○生活介護タイプの生徒にアセスをとる意味 <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護的なタイプの生徒のアセスメントは、“だめ出しをすること”が前提となってしまう。そのようなアセスをくぐるのは、“失敗経験”が前提となってしまい、教育的意義がもちにくい。 <ul style="list-style-type: none"> →最小限の実習日数か、実習なしの学校訪問観察評価などで配慮できないものか？ ・支援区分認定との整合性はどうなるのか？ <ul style="list-style-type: none"> →アセスで「B型が相応しい」と判定された人が生活介護を選ぶことはできるのか？ ○生徒の成長と判断時期の適切性 <ul style="list-style-type: none"> ・2年生時にアセスメント実習という流れとしたら、<u>その判断の時期は妥当</u>と言えるか？生徒においては、2年次の実習を終えて成長することもある。伸びしろを軽視することにならないか。 ○「この事業所に進みたい」「この作業をしたい」という希望で進路決定することがある。B型なのか生活介護なのかは事業所によるところも大きいという面もある。事業種別によって定員を超過していると受け入れられないというケースも出てくる。 ○アセスメント結果は「B型も利用できる」「B型が相応しい」「B型利用はできない=生活介護または就労移行でなければならない」？ |
| 事業所にとって | <ul style="list-style-type: none"> ○事業所の負担 <ul style="list-style-type: none"> ・アセス実習を受け入れたがために<u>稼働率125%</u>を超える減算になってしまうことも考えられる。→あらかじめの計画・調整が必要となる。 ・<u>事業所の負担増</u>にならないか。（アセスの専門性、人員確保、評価業務、作業内容確保等による日常業務外業務の付加からくる負担が生じないか？）そもそも、事業所が判断することに対する負担感が生じないか？ ・受け入れの<u>キャパ</u>（作業場所等の施設面）の限界はないか？ ・<u>アセス実習生と本来の利用者との関係性</u>を十分に配慮することなく、アセス実習生を受け入れざるをえない状況故に問題が生じないか？ |

| 項目 | 課題点 |
|--------|---|
| 福祉と教育 | <p>○福祉と教育の関係性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大枠でいえば、国の動きに伴い、元々「教育」で進路指導を展開していたところ、アセス問題により、「福祉（サービス）」をくぐらなければならない状況にある。「教育」が「福祉」に依存していくのではなく、「福祉」を通して「教育」を展開すると考えざるをえない。国の施策なので仕方ない。 ・福祉サービスを利用することになるが故に、学校が入りにくくなり、<u>学校の立ち位置</u>が見えづらくなる。従来の学校主催の実習とは異なってくるため、進路指導の一貫性が保ちにくくなる。→より綿密な連携が問われる。一手間増えるとも言える。 ・学校のこれまでの評価（アセスメント）とアセス後の事業所の評価・方向性が合致しないことがあれば、学校の進路指導が進みにくくなる。 ・学校の進路指導上の体験や職場実習計画とアセス実習が重なり、いずれの計画においても、調整等の一手間や計画が進まない問題が生じてくる。 |
| 制度 | <p>○制度設計上の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>施設措置生</u>（児童施設から学校に通学する生徒）は、措置費と国の自立支援給付（福祉サービス）の関係でアセスの支給決定がされず、アセス実習の設定ができない。そこに平等性と進路指導上の問題が生じる。 ・アセス実習の期間中は、事業所との契約となり、「<u>学校保険</u>」が対象外となる。 ・「<u>計画相談</u>」を経て暫定支給決定となるのであれば、その流れの作り方はどうなるのか？ ・生活介護も視野に入る際、障害支援区分に左右される。区分が出る高3の18歳時と高2年時のアセス実習の時期のズレ、つまり、進路指導の判断材料の時期のズレによる問題点も生じるかもしれない。 ・アセス実習に関わる自己負担の有無は？県下統一は難しい状況。 ・特にB型と生活介護の間で、自主通所が難しい生徒において、保護者送迎が難しい場合、支給決定を伴うアセス実習先への通所支援の是非も問われてくるだろうか？ |
| アセス実習先 | <p>○担い手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行事業所の数と立地場所（湖南市1, 2カ所、甲賀市2カ所） |
| スケジュール | <p>○進路指導の流れとアセス実習の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高2のアセス実習と高3の区分判定のズレ。 ・高2年の見極め時期が早い生徒もいる。 |
| その他 | |